



3 児童福祉法による障がい児支援

障がいのある児童が身近な地域で適切な支援が受けられるようにします。

(1) 児童福祉法の改正

平成24年4月1日に児童福祉法が改正されました。障がいのある児童が身近な地域で適切な支援が受けられるようにするとともに、併せて、年齢や障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図ります。

概要は、次のとおりです。

- ① 障がい種別で分かれていた従来の障がい児施設を、通所による支援を「障がい児通所支援（児童発達支援等）」、入所による支援を「障がい児入所支援（障がい児入所施設）」にそれぞれ一元化。
- ② 通所サービスの実施主体は身近な市町村に変更。これにより障害者総合支援法の居宅サービスと通所サービスの一体的な提供が可能。
- ③ 学齢児を対象としたサービス（放課後等デイサービス）を創設し、放課後支援を充実。また、障がいがあっても保育所等の利用ができるよう訪問サービス（保育所等訪問支援）を創設。

(2) 障がい児支援の充実

事業名		事業内容
障がい児入所支援	福祉型障がい児入所施設	障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。また、知的障がい児、肢体不自由児又は、重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複する重症心身障がい児に対して治療を行います。
	医療型障がい児入所施設	障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。また、知的障がい児、肢体不自由児又は、重症心身障がい児に対して治療を行います。
障がい児通所支援	児童発達支援	未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。嘱託医や看護師等を配置し、重症心身障がい児を受け入れている事業所もあります。
	放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児に対して、授業の終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、社会との交流を促進します。嘱託医や看護師等を配置し、重症心身障がい児を受け入れている事業所もあります。
	保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等を訪問し、保育所等における他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

